

議 第 72 号

令和元年9月3日提出

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。